

令和4年度第24回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：令和5年3月22日

担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線4246〕

① 件名
結婚新生活支援事業補助金の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本市では、今年度より経済的な理由で結婚に踏み出せない男女を後押しすることを目的に、市内で新生活を始める新婚世帯に対して、スタートアップに係る費用（住宅取得費用、家賃、引越費用など）の一部として、結婚新生活支援事業補助金を交付している。</p> <p>本補助金は、財源として、地域少子化対策重点推進交付金を活用しており、内閣府から令和5年度の交付要件のうち、交付対象者について変更内容が示された。</p> <p>【目的】</p> <p>引き続き地域少子化対策重点推進交付金を活用するため、国の要件に合わせて、本市の要件を見直すもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<b>有</b>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち</p> <p>第2節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進</p> <p>1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る</p> <p>第4編 地方創生の取組</p> <p>第1章 人口戦略の推進</p> <p>対応方針3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる</p> <p>施策1 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和4年 3月 結婚新生活支援事業補助金交付要綱制定</p> <p>10月 総合計画実施計画裁定（令和5年度～令和7年度）</p> <p>令和5年 1月 令和5年度当初予算裁定</p> <p>2月 宮城県保健福祉部子育て社会推進課主催の宮城県市町村少子化対策事業推進協議会（圏域別部会）で変更内容提示</p>
⑤ 主な内容
<p>内閣府が定める令和5年度結婚新生活支援事業の対象要件に基づき、交付対象者に関する部分を以下のとおり変更する。</p> <p>【変更となる対象要件】</p> <p>[交付対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年1月1日以降に婚姻届を提出した者から、令和5年3月1日以降に提出した者へ改める。</li> <li>・課税（非課税）証明書を基に、補助金の申請日前年の夫婦の所得を合算した金額が<u>400万円未満の者</u>から、<u>500万円未満の者</u>へ改める。 ただし、申請日時点において無職の場合、所得を0円として算出していた要件を削除。</li> <li>・宮城県男性家事育児参画啓発事業等の動画の視聴及びアンケートへの回答に協力することとしていた要件を削除。</li> </ul>

・当該年度中に交付を受けた補助額が上限額に達しなかった場合、その上限額までの範囲内において、次年度に本補助金の交付を引き続き受けることができるよう見直し。

**【変更が生じない対象要件】**

**[対象経費]**

- ・婚姻に伴う以下の費用  
住宅取得費用（住宅ローンの残金含む）  
住宅賃借費用（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費等）  
引越費用（引越業者又は運送業者への支払った引越費用）  
リフォーム費用

**[補助上限額]**

- ・1世帯当たり30万円。ただし、夫婦共に29歳以下の場合は60万円

**⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**

**【影響・効果】**

引き続き地域少子化対策重点推進交付金を活用し事業を行うことが可能となり、未婚・晩婚化の抑制及び移住・定住の促進が図られる。

**【市財政への負担】（令和5年度当初予算）**

事業費 45,000千円

（財源）

地域少子化対策重点推進交付金（県補助金：補助率2/3）	30,000千円
がんばる石巻応援基金繰入金	125千円
一般財源	14,875千円

（令和4年度交付実績） ※令和5年2月28日時点

補助金額5,962千円

補助件数16件（夫婦共に29歳以下の世帯：9件、その他の世帯：7件）

**⑦ 他の自治体の政策との比較検討**

令和4年度から本補助金事業に取り組んでいる県内市町村（気仙沼市、東松島市、丸森町）においても、同様の改正を予定している。

また、令和5年度からは、加美町、白石市、栗原市が実施予定

**⑧ 今後の予定及び施行予定年月日**

令和5年3月 結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部改正  
（施行予定年月日：令和5年4月1日）

**⑨ その他**